

長期収入サポート制度

(団体長期障害所得補償保険)

団体割引
30%適用

病気やケガで

働けなくなった場合の

収入の減少に備える
保険です。



保険期間	2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時	
申込手続き締切日	2025年12月15日	(中途加入) 毎月20日~翌月15日 ※ただし、12月20日~1月9日はお申込みできません
保険責任開始日	2026年1月1日	右表(申込スケジュール) 参照
保険料払込方法	クレジットカード決済(月払) ※決済月はカード会社によって異なります	

お申込み方法

PCまたはスマートフォンから
WEBでお手続きください。



https://gltd.my.salesforce-sites.com/Association_login
認証コード：a1473000

申込スケジュール

【申込手続き】締切日	保険責任開始日
2025年12月15日	2026年1月1日
2026年1月15日	2026年2月1日
(2025年12月20日~2026年1月9日はお手続きできません)	
2026年2月15日	2026年3月1日
2026年3月15日	2026年4月1日
2026年4月15日	2026年5月1日
2026年5月15日	2026年6月1日
2026年6月15日	2026年7月1日
2026年7月15日	2026年8月1日
2026年8月15日	2026年9月1日
2026年9月15日	2026年10月1日
2026年10月15日	2026年11月1日

(保険期間の終了日は、2027年1月1日午後4時です。)

病気やケガで長期にわたって働けなくなったら、 その間の収入はどうしますか？



長期収入サポート制度は、
会員の皆さまが病気やケガで働けなくなった場合に、収入の一部を補償する保険です。

『最長満60歳まで』と長期の補償のため、安心して療養できます。

団体割引が適用されており、日本看護協会のスケールメリットを活かした割安な保険料で
ご加入いただけます。

長期収入サポート制度の特長

(※) 就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が生じている状態をいいます。詳しくは重要事項等説明書をご参照ください。

1 精神障害も補償

気分障害（躁病、うつ病など）、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害（※）は補償の対象となります。ただし、保険金のお支払いは最長で24か月間となります。詳しくは重要事項等説明書をご参照ください。

2 最長満60歳（注）までの長期補償（C・Dプラン）

病気やケガで就業障害（※）となり、支払対象外期間の90日を超えてその状態が継続した場合、最長満60歳（注）まで保険金をお支払いします。（注）就業障害発生時点で対象期間（支払対象外期間終了の翌日から満60歳までの期間）が3年に満たない場合は、最長3年を対象期間とします。

3 いつでもどこでも24時間補償

病気やケガの発生は、国内外を問いません。また、お仕事中に限らず休暇中であっても補償の対象となります。

4 入院中だけでなく医師の指示による自宅療養中も補償

入院中に限らず医師の指示による自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金のお支払い条件を満たす場合は補償の対象となります。

5 保険料は介護医療保険料控除の対象

保険料は介護医療保険料控除（介護医療保険料控除は生命保険料控除制度の一部です）の対象となります。他の介護医療保険料と合算して、所得税については年間最高4万円が、住民税については年間最高2万8千円が、所得金額から控除されます。



check1

「いろんな保険に入っているから大丈夫」と思っていませんか？
各保険でカバーされる領域を確認してみましょう。

★表は、各保険の補償内容を簡単に示したものです。商品やセットする特約等により、それぞれ補償内容は異なりますのでご注意ください。

所得変化のリスク		収入の減少/ストップ				追加費用の発生						老後 資金
原因 各種保険	死亡		長期療養		入院		手術		通院			
	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ	病気	ケガ		
生命保険	○	○									△	
傷害保険		○				○		○		○		
医療保険・入院特約	△	△			○	○	○	○	△	△		
がん保険	△※				△※		△※		△※			
個人年金型保険											○	

△：ご契約内容によっては補償されない場合があります

※：がんのみ

長期収入サポート制度（団体長期障害所得補償保険）でカバーします

まとめ

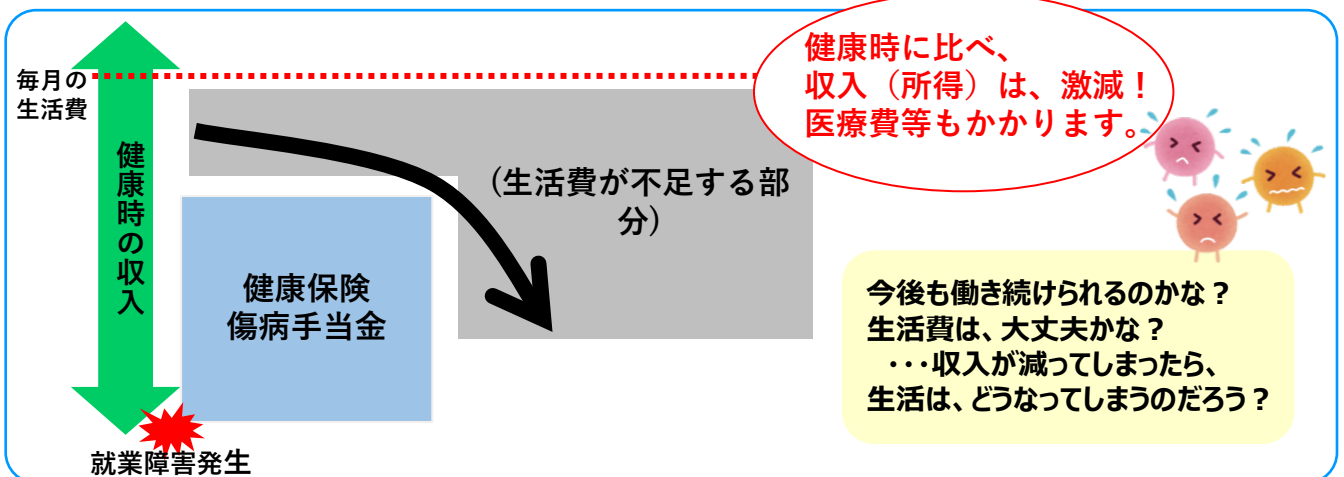
- ▶ 生命保険は死亡時に備えるものです。
- ▶ 医療保険や入院特約の入院給付金は入院日数に応じて支払われますが、支払われる期間には限度があり、入院費用に備えるための補償と言えます。
- ▶ 長期療養による無給状態をカバーするには、所得に対する専用の保険が必要です。



check2

公的保障に頼りきりで大丈夫ですか？

毎月のお給料がなくなっても、生活費や住宅ローンに教育費…。必要なお金は変わりません。



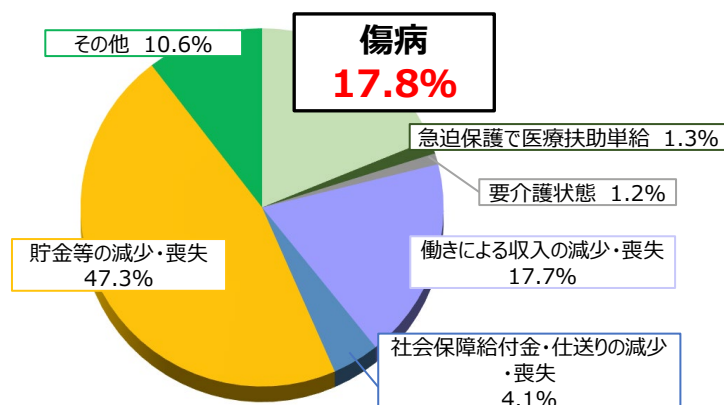
◆一般的な支出額例

食料	87,954 円
住居	19,055 円
光熱・水道	22,756 円
家具・家事用品	13,161 円
被服及び履物	11,585 円
保健医療	13,814 円
交通・通信	50,028 円
教育	18,456 円
教養娯楽	31,644 円
その他の消費支出	56,685 円
合計	325,137 円

check

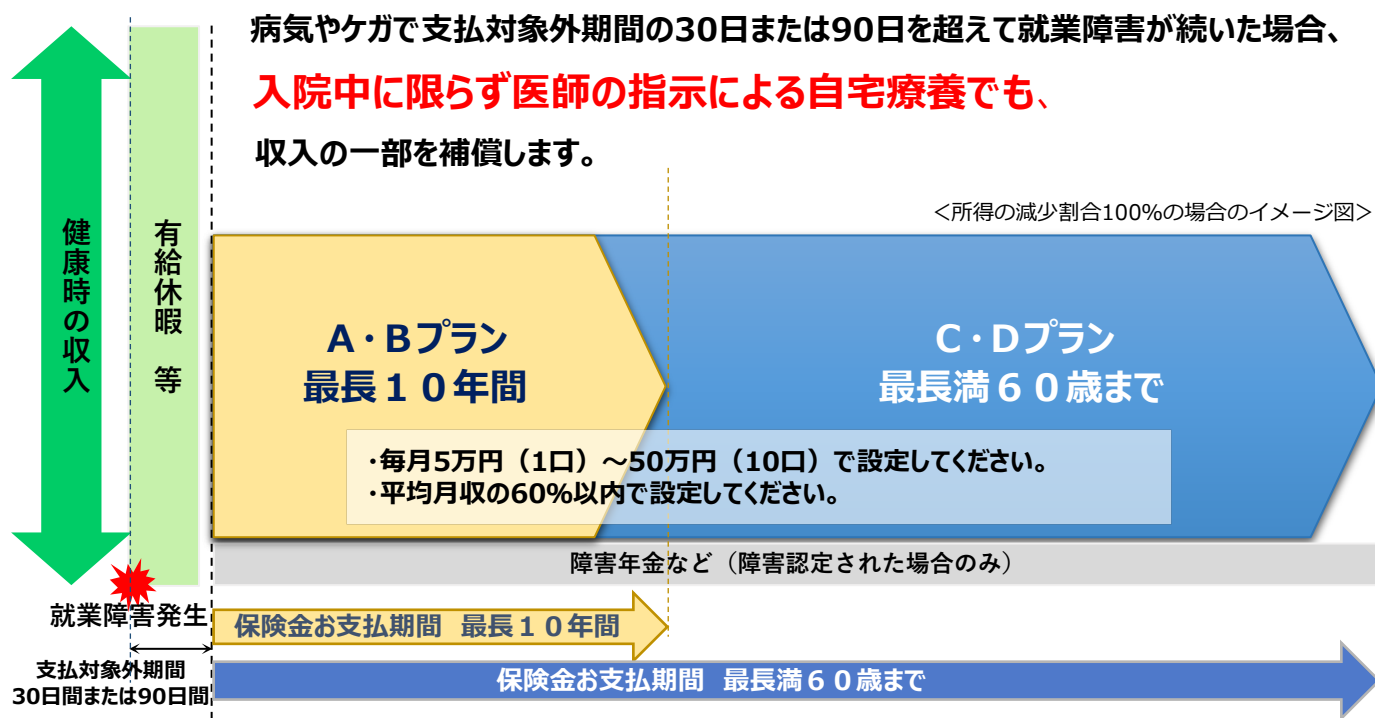
出典：総務省統計局「家計調査（家計収支編）2024年」

◆生活保護を開始する理由（25歳～59歳）



出典：2023年度 厚生労働省「被保護者調査」

●長期療養時の収入の減少をしっかりカバー！

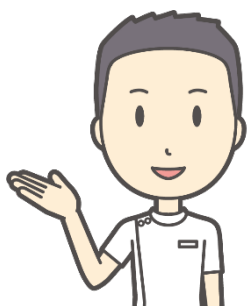


※上記の補償イメージ図はこの制度を分かりやすくするために簡略化したものです。

※保険金のお支払いの対象とならない傷病がございます。また、就業障害が開始した日の属する月の直前12ヵ月間の平均所得月額によっては支払われる保険金が減額となる場合がございます。詳しくは、重要事項等説明書をご参照ください。

保険金のお支払い事例

看護職 40代男性 A様



急性心筋梗塞発作を起こし緊急入院しました。
手術後もしばらく入院し、退院後も治療・経過観察が
続きました。仕事に復帰したのは発症から 3年後となり
ました。

看護職 30代女性 B様



胸のしこりに気づき病院で検査をしたところ、
良性の腫瘍と診断。5ヵ月後の再検査の際に乳がん発覚。
自宅療養しつつホルモン療法、抗がん剤治療。
約6ヵ月間保険金を受け取り、発症から2年で職場復帰
できました。

★月払保険料表★

※1口から10口まで、お申込みできます。保険金月額は、年収の1/12×60%の範囲内で設定してください。）

保険金月額5万円（1口）あたり月払保険料/団体割引30%適用

対象期間	加入年齢	支払対象外期間			
		30日間（Aプラン）		90日間（Bプラン）	
		男性	女性	男性	女性
point 10年間の 短期補償 タイプ	15～24歳	375	260	235	170
	25～29歳	440	385	250	245
	30～34歳	600	550	350	350
	35～39歳	785	795	475	505
	40～44歳	1,085	1,100	675	700
	45～49歳	1,540	1,600	990	1,065
	50～54歳	2,050	2,105	1,475	1,595
	55～59歳	2,905	2,825	2,400	2,460

保険金月額5万円（1口）あたり月払保険料/団体割引30%適用

対象期間	加入年齢	支払対象外期間			
		30日間（Cプラン）		90日間（Dプラン）	
		男性	女性	男性	女性
point 60歳までの 長期補償 タイプ	15～24歳	555	390	350	255
	25～29歳	635	555	365	350
	30～34歳	820	775	465	475
	35～39歳	1,025	1,080	600	675
	40～44歳	1,330	1,410	815	895
	45～49歳	1,670	1,760	1,065	1,165
	50～54歳	1,695	1,695	1,200	1,250
	55～59歳	1,450	1,315	1,145	1,085

保険期間：2026年1月1日より1年間

（中途加入の方は、加入日から2027年1月1日まで）

支払対象外期間：30日または90日

対象期間：最長10年間 または 最長満60歳まで

特 約：精神障害補償特約（最長24ヵ月間）
妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）
天災危険補償特約

- 注）1.加入年齢は2026年1月1日現在（中途加入の方は加入日時点）の満年齢とします。
2.保険料は毎年更新時の加入年齢ごとに更新されます。
3.保険責任開始日時点の加入数により保険料が変更になる場合があります。

保険料例

42歳 女性 2口(10万円)加入の場合の月払保険料

●10年間の短期補償タイプ

支払対象外期間30日（Aプラン）：2,200円

支払対象外期間90日（Bプラン）：1,400円

●60歳までの長期補償タイプ

支払対象外期間30日（Cプラン）：2,820円

支払対象外期間90日（Dプラン）：1,790円

★健康状態に関する告知について★

お申込みいただく際には、健康状態に関する質問に「あり（はい）」「なし（いいえ）」でお答えいただきます。ご回答がすべて「なし（いいえ）」であればお引き受けいたします。

告知の内容が正しくない場合には、ご契約が解除になったり、保険金をお受取りいただけない場合があります。

質問1.告知日（申込日）現在、医師から入院または手術をすすめられていますか？

質問2.告知日（申込日）現在より過去2年以内に

①「傷病一覧（表1）」または「精神の病気（表2）」と医師に診断されたことがありますか。

②「傷病一覧（表1）」または「精神の病気（表2）」のため、
検査（※）や治療（投薬の指示を含みます）を受けるように指導されたことがありますか。

（※）検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

（表1）傷病一覧

傷病一覧	全身性エリテマトーデス、多発性筋炎および皮膚筋炎、ベーチェット病、多発性硬化症、関節リウマチ、糖尿病、パーキンソン病、メニエール病
------	---

（表2）精神の病気の代表的な例（下記以外にも精神の病気となるものがあります）

精神の病気	自律神経失調症、統合失調症、うつ病、双極性障害（躁うつ病）、不安障害、パニック障害、身体表現性障害、摂食障害、適応障害、睡眠障害、心身症、心因反応、神経衰弱、発達障害、知的障害、アルコール依存症、薬物依存 など
-------	---

★お手続き完了後の流れ★



告知内容・お申込みプランを入力し、手続き完了

ユーザ情報に登録されたメールアドレスへ、「お申込み手続き完了のお知らせ」メールが自動配信されますので、内容をご確認ください。



補償開始後は、加入状況の確認もWEBで

ユーザ情報に登録されたメールアドレスへ、「補償開始のお知らせ」メールが自動配信されます。



★補償開始後の変更お手続きについて★

ご登録メールアドレスの変更

WEBへログインいただき、ユーザ情報変更から変更をお願いします。

クレジットカードの変更

保険会社または代理店へご連絡ください。その後、カード変更依頼のメールを保険料収納事務代行会社（アイ・エム・サービス㈱）よりお送りいたします。メールに記載された変更手続き用URLよりお手続きください。

その他（氏名・住所等）のご変更

保険会社または代理店へご連絡ください。



Q1 どのような原因による就業障害が補償の対象となりますか？

病気、ケガによる就業障害が補償の対象となります。また、就業障害発生は、業務上・業務外、国内外を問いません。（海外旅行中の事故による就業障害も補償の対象となります。）

Q2 どのような場合に補償の対象となりますか？

病気やケガで就業障害となり、支払対象外期間終了後もその状態が継続した場合に補償の対象となります。保険金の請求には医師の診断書等が必要となります。また、実際に仕事を欠勤されていることがわかる資料をご提出いただきます。

Q3 協会を退会した場合どうなりますか？

1. ご契約について
「長期収入サポート制度」は、日本看護協会の団体保険ですので、協会を退会した場合、この保険契約から脱退していただくことになります。ただし、補償内容が異なる個人保険にお申込みいただくことは可能です。
2. 保険金のお支払いについて
保険期間中に就業障害が発生し保険金をお受取りの場合、脱退されても、保険金のお支払条件が満たされる限り継続してお支払いします。

Q4 いつまで保険金は支払われますか？

以下のいずれかに該当した時までを限度とし、A・Bプランは10年間、C・Dプランは最長満60歳まで（注）保険金をお支払いします。

（注）就業障害発生時点で対象期間（支払対象外期間終了の翌日から満60歳までの期間）が3年に満たない場合は、最長3年間を対象期間とします。

- 就業に支障が残らず職場に復帰したとき
- 身体障害が残ったことで就業に支障があり、就業障害発生直前の業務に一部従事できないが、復職後の所得が就業障害発生直前の80%以上に回復したとき
- お亡くなりになられたとき（就業障害に該当しません。また死亡保険金はありません。）

Q5 掛け捨てですか？

保険料は掛け捨てになります。

Q6 精神障害を原因とする場合でも補償の対象となりますか？

精神障害補償特約の対象となる気分障害（躁病、うつ病など）、不安障害、統合失調症など一部の精神障害については、保険金支払対象期間の開始後、最長で24ヵ月保険金をお支払いします。詳しくは「重要事項等説明書」をご参照ください。

ご利用いただけるサービスについて



長期収入サポート制度にご加入になられたお客さまに、保険金のお支払い以外の面でもお役に立てるよう、健康・医療に関するご相談や日常生活における悩み事等に関するご相談のホットラインサービスを提供しています。

ご相談者様のプライバシーは守られます。匿名でのご相談も可能です。

なお、ご相談の際は、キャピタル損保の保険にご加入いただいている旨をお伝えください。

(本サービスはキャピタル損害保険が(株)パソナセーフティネットに業務委託して行うものです。)

**24時間電話・メール（無料）
面談カウンセリング（無料）**

日常生活 なんでも相談ホットラインサービス
※面談カウンセリングはご予約制です。

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話によるご相談を電話でお受けします。カウンセリングだけではなく、各分野における専門家からのアドバイスも受けることができます。※専門家（産業カウンセラー及び看護師を除く）は、相談センターには常駐しておりませんので後日対応とさせていただきます場合があります。

心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役立てください。

24時間電話（無料）

メディカルヘルプ・ホットラインサービス

- 看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による身体の健康・医療に関する相談を行ないます。
- 気になる症状が出た際に医療機関をご案内します。●何科を受診したらよいかについてもご相談いただけます。

日本看護協会を退会する場合、取扱代理店またはキャピタル損害保険までご連絡いただき、脱退のお手続きをお願いします。協会を退会されると、この団体保険の加入資格を失いますので、資格喪失後に発生した就業障害に対する保険金はお支払いできません。なお、退会日以降に引き落とされました保険料のお取扱いにつきましては、重要事項等説明書をご参照ください。

お問合せ先 ～保険の内容に関するお問い合わせ・ご相談は、下記へご連絡ください。～

【取扱代理店】 **損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部** **0120-050-844**
〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階

【引受保険会社】＜幹事＞ **キャピタル損害保険株式会社** （引受割引 50%）

担当：阪東 **0120-777-970**

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル 11階

TEL 03-5276-5602 FAX 03-5276-5609 ホームページアドレス <https://www.capital-sonpo.co.jp>

＜非幹事＞ **損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課** （引受割引 50%）

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

- ◆当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 **03-4332-5241**(全国共通) 【受付時間】9:15～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

※詳しくは日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

- ◆保険会社への苦情・ご相談は、下記へご連絡ください。

キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室 **0120-777-970** 受付時間：平日9:00～17:00（土日祝日を除く）